

新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を 図るための基本方針の骨子案について

令和 7 年 2 月
農林水産省 畜産局

新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(骨子案の全体像)

状況の変化

- 我が国の食料・農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応するため、食料・農業・農村基本法を改正
- 生乳や牛肉の需給緩和による脱脂粉乳の過剰在庫の発生や枝肉・子牛価格の低下
- 資材やエネルギー価格の高騰等による、飼料費を始めとした生産コストの上昇・高止まり
- 環境や持続性に配慮した畜産物生産の必要性の高まり

構成(「基本的な指針」に記載する施策の方向性)

酪農及び肉用牛の需給を めぐる情勢の変化と対応方向

1 生乳の需給事情の変化と対応方向

- ・牛乳や脱脂粉乳についての商品開発と需要拡大対策の推進
- ・ソフト系等の国産ナチュラルチーズの競争力強化
- ・牛乳や乳製品の輸出促進
- ・生乳の年間安定取引のための規律強化、脱脂粉乳・バター需要の跋行性など全国的に生産者・事業者が取り組むべき課題への対応
- ・国家貿易の適切な運用

2 牛肉の需給事情の変化と対応方向

- ・輸出拡大等新規需要の開拓
- ・需要に応じた牛肉の供給能力の維持
- ・和牛特有の脂肪交雑の強みは残しつつ、おいしさに関する要素にも着目した、脂肪の「量」から「質」への転換
- ・適度な脂肪交雑の牛肉生産のための和牛の早期出荷の本格化及び流通関係者等への理解醸成
- ・酪農経営由来の値ごろ感のある国産牛肉の生産推進

3 飼料の需給事情の変化と対応方向

- ・国産飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営への転換を促進
- ・粗飼料を中心とした国産飼料の優位性の向上
- ・配合飼料原料について、民間備蓄への継続的支援と多様な調達先の確保に向けた検討

持続可能な酪農及び肉用牛生産に向けた取組

1 酪農経営

(1) 生産基盤

- ・飼養戸数減少の緩和のためには経営安定が重要
- ・今後の生乳生産量は、いつ、どの程度1頭当たり乳量が回復するかが大きく左右
- ・後継牛の種付け率等を生産者自ら判断できるよう、見通しに必要な客観的データの情報発信を強化

(2) 経営安定

- ・経営資源に見合った生産規模の選択
- ・長命連産性を重視した強健な乳用牛への牛群構成の転換
- ・加工原料乳生産者経営安定対策の経営安定機能強化

2 肉用牛経営

(1) 生産基盤

- ・高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への更新による牛群能力の向上
- ・和牛の遺伝的多様性への配慮及び遺伝資源の適切な管理・保護

(2) 経営安定

- ・繁殖経営における分娩間隔の短縮等に向けたスマート技術の活用や放牧利用、経営資源に見合った規模拡大等による生産コスト低減等の推進
- ・肥育経営における青刈りとうもろこし等の利用拡大の推進
- ・肥育期間の短縮等による早期出荷の推進

3 飼料生産

- ・耕種農家との連携による地域一体となった国産飼料の生産・利用の拡大に向けて、飼料生産を含めた「地域計画」の策定と実行を促進
- ・栄養価が高く地域の実情に適した飼料作物の生産
- ・外部支援組織の運営強化
- ・放牧の更なる推進

4 関連事項

(1) 担い手の確保、経営能力の向上

- ・就業支援、省力化推進、外部支援組織強化の総合的支援
- ・ICTや獣医組織を活用したデータに基づく指導の推奨

(2) 労働力不足

- ・省力化機器の導入推進
- ・外国人材活用に向けたサポート体制等の充実
- ・外部支援組織の運営安定化や人材の確保・育成・定着

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

- ・水際対策及び国内防疫の徹底、獣医療提供体制の整備

(4) 安全確保の取組の推進

- ・持続可能性に配慮した生産工程管理の推進
- ・畜産物の製造・加工段階での衛生管理の高度化
- ・薬剤耐性対策の徹底
- ・飼料・飼料添加物、動物用医薬品に係る安全確保

(5) アニマルウェルフェア(AW)の推進

- ・生産現場における指針の普及・定着と消費者の理解醸成

(6) 環境と調和のとれた畜産経営

- ・資源循環型畜産の推進
- ・温室効果ガス(GHG)対策の推進

(7) 自然災害に強い畜産経営の確立

(8) 暑熱対策の推進

(9) 経営安定対策及び配合飼料価格安定制度の安定的な運用

(10) 消費者の理解醸成

- ・畜産業の意義や生産者の努力に対する国民の理解醸成

目指す方向性

- ◎ 生乳や牛肉の需要に応じた生産の推進による需給ギャップの解消
- ◎ 従来の生産手法の見直しを含む、生産コストの低減・生産性の向上
- ◎ 国産飼料の生産・利用の拡大を通じた輸入飼料依存度の低減
- ◎ 環境負荷低減などの取組の推進

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

(骨子案)

令和7年2月
農林水産省

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

まえがき

第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

I 総論

II 酪農及び肉用牛の需給をめぐる情勢の変化と対応方向

1 生乳の需給事情の変化と対応方向

2 牛肉の需給事情の変化と対応方向

3 飼料の需給事情の変化と対応方向

III 持続可能な酪農及び肉用牛生産に向けた取組

1 酪農経営

(1) 生産基盤

(2) 経営安定

2 肉用牛経営

(1) 生産基盤

(2) 経営安定

3 飼料生産

4 関連事項

(1) 担い手の確保、技術・経営の指導

(2) 労働力不足

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

(4) 安全確保の取組の推進

① 持続可能性に配慮した生産工程管理の推進

② 畜産物の製造・加工段階での衛生管理の高度化

③ 薬剤耐性対策の徹底

④ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

⑤ 動物用医薬品に係る安全確保

(5) アニマルウェルフェア（AW）の推進

(6) 環境と調和のとれた畜産経営

① 資源循環型畜産の推進

② 温室効果ガス（GHG）対策の推進

(7) 自然災害に強い畜産経営の確立

(8) 暑熱対策の推進

(9) 経営安定対策及び配合飼料価格安定制度の安定的な運用

(10) 消費者の理解醸成

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別飼養頭数の目標

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

1 基本的考え方

2 経営類型の設定の考え方

(1) 酪農経営

(2) 肉用牛経営

第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

1 集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

(1) 集送乳の合理化

(2) 乳業の再編合理化

2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

(1) 肉用牛の流通合理化

(2) 牛肉の流通合理化

3 飼料の製造・流通の合理化に関する基本的な事項

第 1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

5 I 総論

<食料・農業・農村基本法の改正>

近年、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりなど、我が国の食料、農業及び農村を取り巻く情勢が変化している。このような変化に対応するため、制定後四半世紀が経過した食料・農業・農村基本法の改正を行い（以下、「改正基本法」という。）、令和 6 年 6 月に公布・施行された。

改正基本法では、国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加え、国民一人一人がこれを入手できる状態を確保することを旨として「食料安全保障の確保」を新たに基本理念の柱と位置付けたところである。また、「食料安全保障の確保」に加え、「環境と調和のとれた食料システムの確立」や「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」等を図ることとされている。

この点において、畜産は、

- ① 人がそのままでは食料として利用できない牧草等からの食料の生産
- ② 飼料の生産、家畜への給与、堆肥の農地への還元、という資源循環の形成
- ③ 景観の維持、雇用や関連産業を通じた地域の維持活性化

等、改正基本法の基本理念の実現に貢献する重要な産業である。

特に乳用牛・肉用牛については、耕種農業が困難な山間地や寒冷地等の条件不利地域や離島での草地利用や林間放牧による土地利用など、農村地域の維持・活性化に大きく貢献している。

また、国産飼料に立脚した畜産は、改正基本法の基本理念の柱である「食料安全保障の確保」に資することから、飼料作物の作付拡大等に取り組んでいくことが重要である。

このため、酪農及び肉用牛生産については、新たな基本法の理念のもとで、合致した形で各般の政策を推進していく必要がある。

<生乳や牛肉の需要に応じた生産の推進>

前回の基本方針策定時には、畜産物の需要は堅調に推移し、国内の乳製品や牛肉の需要も拡大するとともに、国際的にも新たな市場開拓や輸出拡大に挑める環境が整いつつある状況にあった。生産現場においては、高齢

化や後継者不足等により離農が進む一方、着実に規模拡大が進み、乳用牛・肉用繁殖雌牛の頭数も増加に転じ、生産基盤の縮小に歯止めがかかりつつあったが、国内や海外の需要増に対応できない状況であった。このため、需要に応える供給を実現するためには、意欲ある経営が生産性向上や規模拡大を進め、供給量を増やしていく必要があった。

その後、生産拡大を進める中で、飼料価格の上昇に加え、新型コロナウイルス感染症の流行や物価上昇等により消費が落ち込み、生乳や牛肉の需給が緩和し、脱脂粉乳の過剰在庫の発生や枝肉価格・子牛価格の低下により畜産経営を圧迫することとなった。実質賃金の低下も重なり、依然として、前回の基本方針策定時ほどの需要構造には戻っていない。

また、我が国の総人口は 10 年以上前から減少段階に入っており、令和 5 年度に比べ、令和 12 年に約 3 %、令和 17 年に約 6 %が減少すると見込まれる。これに伴い、国内における畜産物の需要も減少することが推測される。他方、海外においては、人口や所得の増加等により、将来の畜産物に対する需要は増加が見込まれている。今後の価格と生産量の見通しを立てるに当たっては、中長期的な傾向が異なる国内需要と海外需要の動向を慎重に見極める必要がある。

このような中、将来にわたって国産畜産物を供給し、また、足元での円滑な価格転嫁を行う環境を整えるため、輸出促進も含めて、まずは低迷している牛乳・乳製品や牛肉の需要拡大に取り組み、その上で需要に応じた畜産物の生産により、需給ギャップを解消する重要性がより一層高まっている。

＜従来の生産手法の見直しを含む生産コストの低減・生産性の向上、国産飼料の生産・利用の拡大を通じた輸入飼料依存度の低減＞

我が国の酪農・肉用牛経営は、配合飼料原料の輸入穀物や輸入乾牧草が比較的安価だったことや生産性の観点から、配合飼料を多給してきた結果、飼料費の割合が高く、およそ 4 ～ 6 割を占める。我が国の飼料自給率は、全体で 26%前後とおおむね横ばいで推移しており、うち粗飼料は 78%前後である一方、濃厚飼料はわずか 13%前後となっている。

このような中、近年、ウクライナ情勢や円安の進行等による資材・エネルギー価格の高騰等により、飼料費を始めとした生産コストが上昇・高止まりしている。

このため、生産コストの低減に資する早期出荷の取組や長命連産性に重きを置いた乳用牛群への転換の取組、労働力が不足する状況にも対応した生産性向上の取組等を進めるとともに、食料安全保障に資する酪農・肉用牛経営を推進するため、粗飼料を中心とした国産飼料の生産・利用の拡大

を通じて、国際情勢に左右されやすい輸入飼料への依存度の低減を推進することが重要になっている。

＜環境負荷低減などの取組の推進＞

畜産業は、人が利用できない資源を食料に変え、飼料、家畜、堆肥という循環型のサイクルを形成している。飼料・家畜・堆肥の循環サイクルを確立し、生産性向上と環境への配慮を両立していくことが重要である。

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略（以下「みどり戦略」という。）においては、2050年までに輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減する目標を設定した上で、目標達成に向けた具体的な取組として、堆肥の高品質化やペレット化、堆肥を用いた新たな肥料の生産と広域流通等を推進することとしている。

また、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、政府全体で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた新たな目標として2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととしている。農林水産省においても、「みどり戦略」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）」に基づき、温室効果ガスの削減等、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における環境負荷低減の取組を通じて、将来にわたって持続可能な食料システムの確立に貢献する必要がある。

このような中、畜産由来の温室効果ガスは、我が国の総排出量のうちでは約1%であるものの、農林水産分野では約3割を占めている。また、畜種別では、畜産由来の温室効果ガス排出量の約8割が乳用牛及び肉用牛由来である。諸外国においても畜産分野における温室効果ガス排出削減に向けた動きが出ており、我が国の畜産においても対策が必要になっていることから、「農林水産省地球温暖化対策計画」を令和7年●月に改定して畜産分野の温室効果ガス排出削減の数値目標を新たに設定し、取り組みを進めることとしている。

さらに、海外との物流や人の交流がますます活発化していることを踏まえた飼養衛生管理基準の遵守や水際での防疫措置の徹底といった家畜衛生の推進や、畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応などの国際的な動向を踏まえたアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着などにより、持続可能な畜産物生産を推進することが重要である。

Ⅱ 酪農及び肉用牛の需給をめぐる情勢の変化と対応方向

1 生乳の需給事情の変化と対応方向

(需給事情の変化)

生乳の国内需要量（生乳換算）は、約 30 年間 1,200 万トン前後と概ね横ばいで推移し、国産が 6 割、輸入が 4 割を占めている。

5 この約 30 年の期間で見ると、国産生乳の主要仕向け先である牛乳の消費量は、他飲料との競合等により減少してきたが、10 年程前からの一時期はやや回復傾向にあった。しかしながら、人口減少や令和 4 年 11 月以降の飲用乳価の値上げも重なって、現在では再び減少傾向で推移している。

10 また、同様の期間内で、牛乳の消費量が減少する一方で、食の多様化を背景にしたチーズの需要が増加してきた。しかしながら、チーズ需要の内容を見ると、国産よりも安い生乳で製造された海外産のチーズが国内消費の中心を占め、中でも更に安価なシュレッドチーズ等の需要が増加してきた。国産生乳で海外産チーズと競合しようとする、生産者の年間平均受取乳代が低下する構造になっている。このため、10 年程前から、生産者団体と乳業は、
15 内外価格差を埋めて一定のチーズ仕向け量を維持しつつも、あわせて、国産に優位性がありチーズの中でも比較的乳価の高いソフトチーズの需要を拡大することで、国産生乳の価値と生産者の所得を向上させてきた。また、国も、チーズ向け関税が段階的に引き下がる TPP 合意への対策として、こうした取組を支えてきた。

20 この数年間の脱脂粉乳・バターの需要については、バターが好調である一方、脱脂粉乳は、ヨーグルト需要の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷し、需給ギャップによる過剰在庫が発生した。このため、生産者団体と乳業者は、需要量を超えて生産された脱脂粉乳に対し、海外産との価格差に対応するため、全国で協調した脱脂粉乳の値下げによる在庫削減対策等を実施し、国もこうした取組を支えてきた。加えて北海道では、バター
25 と脱脂粉乳の価値比率の変更にも取り組み始めた。こうした結果、足元の脱脂粉乳の需給は改善してきているものの、当面、牛乳や脱脂粉乳の需要不足が見込まれるため、同対策がなければ在庫は積み上がる状況である。

30 一方、生乳生産量は、都府県では減少傾向で推移し、北海道では基盤対策等により堅調に推移してきたが、令和 4 年以降、需給緩和を背景に、北海道、都府県共に減少している。

(対応方向)

<需要拡大>

35 チーズについては、生産コストが上昇傾向にある中、安価な海外産チーズとの価格競争により仕向け量を拡大することは、関係者の取組も国の施策もその対応規模に限りがあることに加え、やり方によっては乳価形成や販売等

経済的なインセンティブを損ないかねないといった課題がある。このため、生産者の所得を向上させるためには、今後も、相対的に高い乳価を支えるソフトチーズの需要拡大が期待される。

5 他方で、短期間で直ちに全てをソフトチーズに置き換えることは見込み難いことから、輸入品と競合しやすいプロセスチーズに一定量を仕向けることも必要である。現在の TPP 対策は、これらの観点に込え得るものとなっている。引き続き、現在の TPP 対策を活用し、品質、ブランド化等の差別化により、プロセスチーズも含めて、少しでも高い乳価を支えられる国産チーズの需要拡大を進めることで、チーズ向け乳価全体の引き上げを図っていく。

10 このような中、今後の我が国における生乳需要は、人口減少等により、簡単に増加していく見通しは立て難い。将来にわたってできる限り多くの国産生乳を供給し続けていくためには、まずは構造的に低迷している牛乳や脱脂粉乳の需要を好転させ、次いでバターも含めた需要拡大へと、順を追って取組を進めていくことが重要である。

15 この数年間、酪農・乳業業界は、全国で協調して脱脂粉乳の在庫低減に取り組んできたが、その結果、在庫は適正水準をやや下回る水準にまで低下し、更に、ヨーグルト需要の回復や新たな脱脂粉乳の消費シーンが様々見られてきており、確実に需給は改善してきている。他方で、今後の更なる需要の拡大に向けては、少子高齢化が一層進展してくことを踏まえると、学校給食を通じた子どもだけではなく、全世代を対象に世代別にアプローチしていくことが重要である。

20 このため、これまでの取組を基に、特に牛乳と脱脂粉乳について、酪農・乳業等の関係者と行政が目線を合わせながら、商品開発等を進めるとともに、消費者の理解醸成や訪日外国人観光客への消費拡大などの需要喚起対策を全力で拡大させていく必要がある。

30 また、アジアを中心とする飲用向け輸出の拡大が期待されるところであり、チルド牛乳の大量輸送実証などに取り組んでいるところである。現在の輸出量は国産生乳換算では2万トン程度であり、短期的な効果としては限定的であるものの、将来において成果を得られるよう、輸出促進についても着実に取組を進めていく必要がある。

なお、輸出先国における国産牛乳の小売価格の多くは、現地商品と比べて価格が高いことから、輸出先国のニーズに合わせて、価格に込じた価値の追求をしていく必要がある。

35 これらについて、輸出コンソーシアム等による新たな商流構築や輸出先国のニーズに対応するための乳業や商社の活性化を通じ、牛乳（LL 及びチルド）

や乳製品の輸出をさらに促進する。また、国内生乳の使用割合の高い製品のみならず、海外原料を使用している製品についても輸出を後押しし、乳業界における輸出分野の活性化を図る。

＜需給調整＞

5 生乳は毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がないことから、季節的な需給の変動や短期的な天候変化等で生乳が余った場合には、保存のきく脱脂粉乳やバター等に加工することで、飲用向けへの過剰供給や生乳廃棄を回避しつつ、生産された生乳を最大限販売し、酪農経営の安定を図っている。

10 また、生乳の供給とその主な仕向け先である飲用向け需要とは季節的な変動パターンが異なるため、1年間の中で必ず過剰と不足が生じることになる。このため、生産者の経営安定のためには生乳集荷にあたって年間安定取引が重要であり、そのための契約の遵守、規律の強化を進めていく必要がある。

15 加えて、生産基盤の構築は、種付けから搾乳まで最低3年以上要する一方、脱脂粉乳とバターの需要差や牛乳の消費減少などの需要構造はより短期間で変化し、生乳需給の不安定化を拡大させるおそれがある。この数年間の需給緩和の中では、残念ながら生産者団体は生産抑制を実施するとの判断もせざるを得なかったが、これが生産者や地域に与える苦しみは大きかった。こうした経験を糧に、生乳、中でも牛乳の需給の安定のために不需要期を中心とする加工仕向け先の確保・拡充のほか、全国的な見地から必要な生産者や乳業者による取組への参画・拠出をいくつかの主要な補助事業への申請要件とする措置（クロス・コンプライアンス）を導入するなど、国は、こうした取組を制度化し、強化していくよう努める。

20 なお、需要を超えて生産された乳製品在庫は、誰が保有するとしても早晩売り渡さざるを得ず、その用途・価格によっては、大きな負担が生じる。海外で売るとしても、内外価格差には留意する必要がある。このため、需給ギャップを生じさせないように、まずは需要の拡大に注力するとともに、需給が不安定化する兆しを早期に摘んでいく施策を充実させていくことが重要である。

30 また、広域の生乳需給調整機能を果たす乳製品加工基幹施設の老朽化等が進んでおり、都府県を中心に需給調整能力の維持・強化が課題となっている。このため、長期的な視点に基づき、計画的に必要な能力の確保に努めるとともに、製造される乳製品の高付加価値化を通じて、生産者の所得向上につなげる必要がある。

35 併せて、国は、関税措置によりバター・脱脂粉乳の無秩序な輸入を防止することで国産バター・脱脂粉乳の価格を安定させ、需給調整しやすい環境を

整備している。今後とも、国際約束を遵守しつつ国産乳製品の供給を優先するという原則の下、他方で国内バター市場の不安定化・縮小を避けるとの考え方に立ち、生乳需給の調整弁として引き続き乳製品の国家貿易を適切に運用する。

5

2 牛肉の需給事情の変化と対応方向

(需給事情の変化)

我が国における肉用牛の産出額は、平成 24 年の 5,033 億円から令和 4 年の 8,257 億円と、10 年間で約 1.6 倍に増加している。

10

食肉全体の 1 人当たり消費量は、食文化の西洋化や魚介類の消費の減少等に伴い、中長期的には増加傾向で推移してきた。牛肉の 1 人当たり消費量についても中長期的には緩やかな増加傾向にあるが、令和 3 年度以降、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を受け、牛肉から、より安価な豚肉、鶏肉へ需要がシフトしており、前年度を下回って推移している。

15

一方、牛肉の国内生産量は、枝肉価格が平成 27 年度から令和 3 年度頃までは好調であったことを受け、肉用牛の生産基盤の拡大が進んだことから、平成 29 年度から現在まで増加傾向で推移している。品種別では、性選別精液利用の増加により乳用雄牛が減少する一方、繁殖雌牛の増頭や酪農経営における黒毛和種精液交配・受精卵移植の増加により、和牛及び交雑種が増加傾向で推移しており、とりわけ和牛については、平成 28 年度から令和 3 年度にかけての高水準な子牛価格を背景に出生頭数が増加傾向で推移していることから、当面の間（2～3 年程度）、と畜頭数の増加が見込まれる。

20

和牛肉の枝肉価格については、国内生産量の増加と、消費者の生活防衛意識の高まりによる需要の減少が相まって弱含みで推移している。他方、輸入牛肉については、現地価格の上昇や円安の影響を受け、輸入量が減少する中、輸入牛肉と競合する交雑種・乳用種については、値ごろ感のある国産牛肉として需要があり、その枝肉価格は堅調に推移している。

25

このような中、日本の人口が減少する一方で世界全体の人口は増加が見込まれており、牛肉の生産基盤を維持するためには、輸出が不可欠な要素になっている。牛肉輸出は、認定品目団体によるオールジャパンの取組や各産地の商流構築・拡大に向けた取組、輸出先国や地域の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備、施設認定の迅速化の推進等により着実に増加しており、2024 年（令和 6 年）の牛肉輸出は 36 の国・地域、輸出額は 648 億円、輸出量は 10,826 トンと直近 5 年間で約 2 倍に増加し、過去最高の輸出額・量となっている。アジア向けは主にフルセット、欧米向けは主に高級部位の

30

35

ロインが仕向けられているものの、その量は現状では牛肉生産量の約3%であり、輸出先国における販路には拡大の余地がある。

また、和牛は、生産者・関係者が脂肪交雑を重視した改良努力を行ってきた結果、近年、脂肪交雑の改良は飛躍的に進展し、令和6年の和牛去勢の格付割合は、A5が約67%、A4が約24%であり、A4以上の割合は全体の9割を超える水準となっている。

一方、消費者ニーズは、高品質な霜降り牛肉に加え、適度な脂肪交雑や赤身肉など多様化しており、和牛、交雑種、乳用種の国産牛全体でこれらのニーズに対応している状況である。また、全国の和牛産地においては、脂肪酸組成等のおいしさに関連した指標によるブランド化の取組、早期出荷による適度な脂肪交雑の入った牛肉生産の取組も広がりつつある。

(対応方向)

人口減少局面の我が国において、国内外の需要を的確に捉え、1人当たりの国産消費を増やしつつ、インバウンド消費や輸出の拡大も進めながら、需要に応じた牛肉の供給を図る必要がある。

<消費者ニーズへの対応>

和牛肉の脂肪交雑の多さは外国産牛肉と差別化できる強みとなっていることに加え、今後も脂肪交雑の多い牛肉を好む傾向は継続すると見込まれることから、和牛特有の脂肪交雑の強みは残しつつ、オレイン酸等の脂肪交雑以外の食味に関連した形質にも着目した改良や小ザシといった脂肪交雑の形状等に関する指標の研究を進め、生産・流通の関係者が一体となって脂肪交雑と食味のバランスを重視した牛肉の価値の発信に取り組む必要がある。

また、適度な脂肪交雑や値頃感のある国産牛肉を求める消費者ニーズにも対応するため、科学的根拠に基づいた品質評価を基に生産・流通関係者の理解を醸成しつつ、多様な肥育形態の選択肢の1つとして適度な脂肪交雑の牛肉を生産する短期肥育・出荷月齢の早期化（早期出荷）の取組を推進するとともに、交雑種や乳用種の需要拡大等の取組を推進する。

<輸出拡大>

牛肉の更なる輸出拡大に向け、認定品目団体によるオールジャパンでの認知度向上と具体的な商談につなげていく取組や、輸出事業者・食肉処理施設・生産者等が連携した産地による新たな商流構築、輸出先国における販売網の拡大促進の取組を組み合わせる。また、ロインと併せて非ロインのカタ、バラ、モモ等を余すことなく活用するためのカット技術・調理方法の教育の推進や、プロモーションの促進等を行うとともに、オールジャパ

ンでの和牛統一マークや個体識別番号等を活用した日本産牛肉のブランディングによる差別化に継続的に取り組んでいく。さらに、多様化する輸出先国のニーズに対応する人手の不足を解消するための非併設食肉処理施設をはじめとした輸出向け施設の整備・認定に向けた取組を進める。国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」（令和２年４月３日農林水産物・食品輸出本部決定）に基づき、中国をはじめとした輸出先国との解禁協議を進めるとともに、厚労省等の関係者が一堂に会した五者協議を活用し、輸出施設の認定の円滑化に取り組む。さらに、今後拡大が見込まれるイスラム諸国※向け輸出を促進するため、ハラール牛肉生産に不可欠な機械導入やイスラムのと畜人の確保のための関係省庁と協力した入国スキームの円滑な運用を図る。

※と畜場等が、輸出先国から認定されたハラールと畜証明書発行機関から認証されることが必要となる国

3 飼料の需給事情の変化と対応方向

（需給事情の変化）

近年は家畜改良や飼養管理の高度化などによる畜産物の生産性向上に伴い、輸入に大きく依存する濃厚飼料の給与割合が増加してきた。その結果、粗飼料の需要は減少してきたが、国産粗飼料と比較して利便性が高く品質が安定していることから一定の需要がある輸入乾牧草が２割を占めている。国土の制約等から、濃厚飼料原料をすべて国産で賄うことは難しく、酪農及び肉用牛経営は、国際情勢や為替に大きく影響されやすい状況にあり、世界的な人口増加、気候変動、国際政治情勢等によるリスクが高まっている。

このような中、粗飼料を中心とした国産飼料を利用することで、畜産経営は安定する傾向にあり、また、規模拡大をする場合には、国産飼料の生産・調達可能量に見合った経営が、資源循環や粗飼料の安定調達等の面からも重要である。

他方、特に、都府県では効率的な飼料生産に必要な農地の確保が難しいこと、畜産経営の規模拡大により飼料生産にかかる労働力が不足していることや、生産資材や機械等の価格が上昇していること等から、飼料の生産性向上が課題となっている。一方で、北海道においては、外部支援組織による効率的な飼料生産が進展する中で、道内の需要以上の生産余力はあるものの、国産粗飼料の流通は品質の確保や輸送コストがかさむといった課題から、ごく一部に留まっている。

(対応方向)

人が食用利用できない資源の活用だけでなく、国際情勢に左右されにくい畜産経営を確立するため、国産飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営への転換を促進する。

- 5 そのため、耕畜連携、外部支援組織の運営強化、品質の安定化、飼料輸送の効率化による販売・流通の拡大を図ることにより、粗飼料を中心とした国産飼料の生産・利用を拡大させること等が重要である。

- 10 あわせて、不測の事態においても生産者に安定的に配合飼料を供給するため、配合飼料原料について民間備蓄への継続的な支援と多様な調達先の確保を図る。

Ⅲ 持続可能な酪農及び肉用牛生産に向けた取組

1 酪農経営

(1) 生産基盤

- 15 (現状と課題)

酪農においては、飼養戸数が毎年数%の減少傾向で推移してきた中、ここ数年間は一段と大きく減少しており、北海道・都府県ともに高齢化が最も多い離脱理由であるが、特に耕種農業が困難な寒冷地等の条件不利地域においては、農村の維持・活性化の観点からも課題である。

- 20 一方、これまで、1戸当たりの飼養頭数が増加し、また乳用牛の改良や搾乳ロボット等のICT機器の導入による飼養管理技術の向上等により1頭当たり乳量が増加してきたことに加えて、総飼養頭数が平成29年を底に増加に転じたこともあり、生乳生産量は増加してきたが、令和4年以降は、需給緩和を背景として生産者が生産抑制に取り組んだこと等により減少した。た
25 だし、足元では、地域によっては例年以上の戸数減少が続いているものの、他方で、個々の生産者の飼養管理をはじめとする経営努力により、一戸あたりの生産量は増加しており、全国の生産量はやや増加している。

- 30 また、今後の搾乳の用に供される24ヶ月齢未満の乳用牛頭数が減少している一方で、生産抑制や令和5年夏の猛暑の影響を受けた1頭当たり乳量は徐々に回復しており、引き続き、計画的かつ需要に応じた生乳生産を進めていく必要がある。

(取組の方向性)

- 35 生乳生産量は、乳用牛頭数と1頭当たり乳量との積によって決まることから、その安定のため、生産者が自ら種付け率や死廃率をコントロールしていくことが重要である。

このため、酪農家が生産基盤を見通すために必要な飼養頭数、生乳の需給状況等の客観的データに関する情報発信を強化する。

また、飼養戸数の減少率の急激な悪化を抑えるためには、基本的には酪農経営を安定させることが重要であり、その取組を推進する。

5

(2) 経営安定

(現状と課題)

令和3年以降の飼料費等の上昇・高止まりと副産物収入の急減により、酪農経営の収支が大きく悪化した。令和4年11月以降の段階的な乳価引き上げに伴い回復の兆しが見られる。一元集荷多元販売と相対交渉により乳価が安定している酪農においては、引き続き、需給の安定などを通じて乳価交渉の環境を整え、円滑な価格形成がなされることで経営を支えていくことが基本となる。国による支援の規模には限りがあるが、その前提であっても、国内の乳価形成の性質上、所得や内外価格差への支援のやり方によっては乳価形成や販売等経済的インセンティブを損ないかねないとの課題がある。こうしたことから、酪農においては、乳価の形成が最も重要である。

経営規模と生産コストの関係では、労働費にスケールメリットが見られるものの、飼料費、乳牛償却費などそれ以外の主な生産コストについては、規模の大きさによる費用低減効果は必ずしも見られない。

酪農経営においては、飼料費及び乳牛償却費がコストの中心であることから、その管理が重要である。飼料費については、国産飼料の利用割合が高いほど経営が安定する傾向があり、経営の持続性・耐久性は、必ずしも経営規模と比例しておらず、飼料基盤が影響している。

また、副産物収入である子牛の生産については、子牛の日齢当たりの体重増や上場頭数と販売額との間に相関関係があり、子牛の適切な飼養管理や夏場の繁殖管理が副産物収入を左右しているほか、食肉市場の回復が重要である。

経営規模が拡大すると利益の分散が大きくなる傾向が見られ、経営力の差が大きな利益差として表れる。所得を確保していくためには、乳牛償却費の低減といった取組だけでなく、乳量などの乳用牛の遺伝的能力の向上や飼料設計に基づいた適正な飼料給与や飼養管理に加え、自らの経営や飼養形態に見合った投下費用（農機具費等）など、生乳1kg当たりの収支を最大化するための生産者の総合的な経営力が必要である。

このためには、生産活動から得られるデータを活用することが重要であり、牛群検定や畜産コンサルタントの活用、民間事業者や農業団体等による経営

サービスの提供、遺伝的能力評価やICT機器等を通じて得られるデータの利用等の取組が行われている。また、このような動きを後押しするため、牛群検定成績やゲノミック評価値などの情報提供の方法を工夫するとともに、生産段階で得られるデータと牛個体識別情報を集約、提供する畜産クラウドの整備・利用を推進しているところである。

なお、酪農経営における収支は、資材価格の高騰等により10年余りの間隔で浮き沈みが見られており、周期的に生じる経営危機に速やかに対応できる備えとして、内部留保を高めていく取組も必要である。

（取組の方向性）

酪農経営を安定させるためには、生乳1kg当たりの収支を向上させる必要がある。地域で離農があり、その生産分を引き受けるために規模を拡大する場合であっても、それに伴い、各地の状況に応じた土地、労働力等の経営資源に見合った持続可能な生産規模の選択を推進することが重要である。また、経営資源に見合った規模や生乳1kg当たりの収支を最大化した結果として、経営体によっては規模が縮小しても、高い収益力を持った酪農家が地域を支えていくことが重要であり、相対的に高い受取乳代がなければ苦しくなる経営体を減らすことが中長期的に酪農家戸数の急激な減少の抑制にも資する。

その上で、地域における飼養戸数の動向や、これに伴う生乳生産の実態を把握し、生乳需給と経営の持続可能性を考慮した生産基盤の維持・強化のための支援を講じる。

また、高値で取引される乳用雄子牛の安定生産による副産物収入確保のため、分娩前の母牛の栄養管理、出生子牛への適正量の授乳、保温、夏場の繁殖管理など適切な飼養管理を推進する。

乳用牛の死亡、低能力、繁殖障害等を理由とした平均除籍産次数は、年々低下傾向で推移しているが、長命連産性に優れた強健な乳用牛群への転換や適切な飼養管理を通じて、生涯生産性を高めていく。

このほか、飼養管理技術の向上、日本の飼養環境に適した乳用牛の改良等の足元の課題に引き続き具体的に取り組むことにより、生産コストの削減と酪農経営の改善を図ることが重要である。

生産者が総合的な経営力を高めるため、自らの経営を分析し、改善を図る取組を推進する。それにより、頭数や乳量ではなく、着実な経営計画の下で所得を得られる多様な経営体が増えるよう、情報発信を進める。

さらに、10年に一度の周期でやってくる酪農の経営危機に速やかに対応

できる備えとして、国は、加工原料乳生産者経営安定対策のメニュー拡充により内部留保を高める取組を支えるなど経営安定機能の強化を検討する。

2 肉用牛経営

（１）生産基盤

（現状と課題）

繁殖経営は和牛の改良基盤を支え、高品質な霜降り牛肉の供給源であるほか、酪農経営に対し和牛の優良な遺伝資源を供給しており、我が国の肉用牛生産の源として重要であるが、高齢化・後継者不足を背景に、飼養戸数が年々減少してきた。

一方、増頭により、繁殖雌牛頭数は増加傾向で推移してきたが、直近の令和6年では減少に転じている。

和牛については、近年、改良速度の向上等を背景に、特に高齢の繁殖雌牛から生産された子牛は低価格で取引される傾向がある。

また、一部の人気の種雄牛精液や受精卵に利用が集中して近交係数が上昇しており、家畜の遺伝的多様性が失われれば、疾病等に対する柔軟性に欠けた脆弱な集団となるおそれもある。

（取組の方向性）

繁殖経営において、牛群の能力向上を図るため、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質等に優れた若い繁殖雌牛への更新を進める。また、我が国固有の遺伝資源である和牛を持続的に生産するため、希少血統など遺伝資源の多様性にも配慮して種雄牛造成や雌牛の改良を行う。

特に、和牛は、畜産関係者の長年の努力により築き上げられた我が国固有の財産であり、和牛遺伝資源の不適正な流通は、我が国の肉用牛振興に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き和牛遺伝資源の流通管理の徹底や知的財産的価値の保護強化に取り組む。

（２）経営安定

（現状と課題）

繁殖雌牛頭数が増加する中、和牛の枝肉卸売価格は軟調に推移するとともに、飼料価格の高止まり等による生産コストの増加に伴い、肥育経営における子牛の購買意欲が減退したこと等から、子牛価格（黒毛和種）も令和4年度以降下落傾向で推移している。繁殖経営戸数は高齢化等を背景に減少しているが、飼料価格の高止まり等を背景とした経営環境の悪化もあり、令和6年は例年以上に減少した。

肉用牛経営における1頭当たり生産コストは、労働費の構成割合が大きい繁殖経営では、規模拡大するにつれて減少傾向であり、繁殖雌牛の飼養頭数規模50頭以上層から平均を下回る傾向がある。一方、飼料費については、100頭以上層では流通飼料費の増加によって、50～99頭層に比べて増加する傾向がある。また、労働費の構成割合が小さい肥育経営では、飼養頭数規模によって大きな差は見られない。

肉用牛経営において所得を確保するためには、飼料費をはじめとする生産コストの削減に加え、自らの経営状況を把握し、適切な飼養管理を行うなど生産者の経営力を高めることも重要である。

(取組の方向性)

生産コストの増加や労働力不足に対応し、牛肉の低コスト生産を推進するため、繁殖経営については、分娩間隔の短縮等に有効な発情発見装置などのスマート農業技術の活用、放牧の更なる活用、土地、労働力、国産飼料等の必要な経営資源に見合った生産規模の実現等を推進する。

和牛、交雑種、乳用種の肥育経営については、栄養価が高く濃厚飼料からの置き換えも可能な青刈りとうもろこしの活用もひとつの選択肢である。また、国産稲わらの利用拡大を図るため、地域内での利用率の向上や効率的な流通を促進する。

さらに、生産コストの低減や収益性の確保に向け、交雑種や乳用種も含めたスマート農業技術を活用した飼養管理や肥育形態の選択肢の1つとして短期肥育・出荷月齢の早期化（早期出荷）を推進する。早期出荷に取り組むに当たっては、収益性や安定した品質の確保が重要であることから、科学的根拠に基づいたデータを基に、生産・流通の関係者の認知度向上や理解醸成を図る。

生産者が自らの経営を分析し、改善に取り組むことができるよう、畜産コンサルタントや農業組織等による経営指導の普及・定着を図る。

また、肉用牛生産農家が牛肉需給の動向を踏まえながら適切な経営判断を行えるよう、当面の和牛肉の生産量の見通し等の客観的データに関する情報発信を行う。

3 飼料生産

(現状と課題)

北海道では、豊富な飼料基盤を活用して生産した自給飼料の利用割合がもともと高く、近年では青刈りとうもろこしの生産が拡大する一方、都府県では、牧草や青刈りとうもろこしの作付けは減少し、稲WC Sが拡大して定着

している。また、青刈りとうもろこしの単収は年々増加傾向にある一方、牧草の単収は草地更新率の低下等により伸び悩んでいる状況である。

5 これまでは、飼料作物生産は畜産経営による自給生産が主体となっていて行われていたため、畜産経営の規模拡大が進んでいる中、近隣で効率的に飼料生産ができる農地や飼料生産にかかる労働力の確保が困難であった。これを補う形で、コントラクターやTMRセンターによる飼料生産作業の外部化が進展しているが、これら外部支援組織においても人材確保等が課題となっている。

10 また、飼料需要はあるものの、特に都府県では、十分な農地の確保が難しい状況である。飼料作物の生産は労働時間が短くて済むという特性があるものの、耕種農家を含め地域の労働力は不足し、遊休農地が発生している。

このような中、国産飼料の生産・利用を拡大していくためには、耕畜連携を含めた飼料生産の環境整備が必要である。

15 加えて、販売を目的とした品質が確かな飼料生産を推進し、流通させることも重要である。

20 またさらに、放牧は、飼養管理の省力化に加え、条件不利地の利用にも貢献するが、立地上の制約や周辺住民の理解醸成が課題である。また、公共牧場は、特に都府県では重要な飼料基盤となるが、預託頭数の減少による休止や統廃合から近年減少傾向で推移していることに伴い、所有する牧草地面積も減少傾向で推移するとともに、施設・機械の整備、人材不足、収支改善、獣害対策なども課題となっている。

(取組の方向性)

25 限られた農地や労働力を有効に活用するとともに、生産性を向上させつつ、地域の実情や需要に応じた国産飼料の生産・利用の拡大を図る観点から、現場の実態を調査・検証した上で、田畑における耕畜連携の在り方について検討するとともに、飼料生産を地域計画の中で位置付け、国産飼料の作付拡大を推進する。このため、

- 30 ・外部支援組織について、オペレーターの育成・確保、年間を通じた業務・収益の確保、作業機械の導入などの運営強化
- ・スマート農業技術の開発・普及
- ・難防除雑草対策等の草地の適切な管理や草地改良、大区画化や起伏・勾配修正等の草地基盤整備の着実な実施
- 35 ・労働生産性や単収の面で有利であり、栄養価も高く地域の実情に適した青刈りとうもろこし等の飼料作物の作付拡大
- ・耕畜連携や畜産物の付加価値の向上等にも資する飼料用穀物、食品製造副

産物といった地域の飼料資源等の活用

- ・効率的な飼料輸送や販売時の品質表示の普及を図り、畜産農家のニーズに合った品質・数量の飼料の生産・利用を推進する。

5

加えて、放牧は、飼養管理の省力化や条件不利地の活用のための有効な手段であることから、特に肉用牛繁殖経営や中山間地域において、周辺住民の理解醸成等を通じた放牧の更なる活用を推進するとともに、施設・機械の導入などにより公共牧場の有効活用を推進する。

10

4 関連事項

(1) 担い手の確保、技術・経営の指導

酪農・畜産における従事者数は、現在の基幹的農業従事者数の大半を占める 60 歳以上の年齢層がリタイアした場合、今後 20 年間で、酪農で約 2 分の 1、肉用牛で約 4 分の 1 にまで減少する見込みである。

15

このため、就農、省力化の推進、外部支援組織の機能強化を総合的に支援する。

また、新規就農（雇用就農者を含む）において、酪農・肉用牛ヘルパーは、知識や技術の習得の場となるだけでなく、地域の畜産農家との関係が築けることで就農後も相談できる環境が得られる利点があることから、新規就農支援の観点からヘルパー制度を機能強化することも重要である。

20

さらに、ICT 機器等から得られるデータや経営の中で得られる様々なデータを高度な経営判断につなげるため、民間事業者によるデータ活用サービス等により生産性向上や経営の効率化を図るとともに、担い手の定着を図るため、新規就農者への初期費用の負担軽減、自治体、農業組織等による技術・経営指導のサポートを推進する。

25

(2) 労働力不足

酪農・肉用牛経営における労働時間は、1 頭当たり年間平均労働時間は横ばい・減少傾向にある一方、規模拡大等を背景に、1 人当たり年間平均労働時間は増加傾向で推移しており、人手不足が深刻化している。

30

外部支援組織においては、高齢化や新規採用者の早期離職による人材不足が課題であり、人材の確保・育成、定着に向けた取組が必要となっている。

このような中、労働負担を軽減する搾乳ロボット、発情発見装置、分娩監視装置等の ICT 機器の導入が進んでおり、令和 6 年 6 月には、農業者の減少

35

等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（スマート農業技術活用促進法）が成立し、10月1日に施行された。

また、技能実習生及び特定技能外国人数は増加傾向にあり、人手不足への対応として、外国人材の活用が進展している。

酪農・肉用牛ヘルパーは、特に家族経営にとって、休日の確保や傷病時の経営継続に不可欠である。農家戸数が減少する中、ヘルパー制度を維持・強化するためには、ヘルパー利用組合の運営改善や広域化等により組織強化を推進する必要がある。また、酪農ヘルパーの人材確保のためには、賃金、休日、保険、福利厚生等、他業界に比べて遜色のない雇用条件の整備だけでなく、技術や経験に応じた昇給・昇進制度や農家やヘルパー間の円滑なコミュニケーションによる働きやすい環境の整備も重要である。

労働力不足に対応するため、生産コスト低減や収益性向上にも効果を発揮する子牛の哺育・育成を行うキャトルステーション（CS）や繁殖雌牛の分娩・種付けまで行うキャトルブリーディングステーション（CBS）のさらなる活用を推進する。

労働力や休日を確保したゆとりある経営の実現に向けて、外部支援組織の活用のほか、複数の経営体による協業も含め、法人化への取組も進んでいる。

さらに、労働負担の軽減、生産性の向上を図るため、費用対効果を十分に検討した上で、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定等を通じ、引き続き省力化機器の導入を推進する。

外国人材については、令和6年6月の出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設されることとなっている。更なる活用を進めるためにはサポート体制の充実が必要であることから、畜産分野が外国人材に選ばれ、定着してもらうよう、待遇改善だけでなく、生活面の支援や地域の理解醸成等の環境整備に努める。

（３）家畜衛生対策の充実・強化

①水際検疫の徹底

口蹄疫等の越境性疾病は、日本近隣のアジア諸国に広く浸潤しており、依然として我が国に侵入するリスクは極めて高い。また、訪日外国人が増加している中、国は、水際対策を強化して悪性伝染性疾病の侵入防止に取り組んでいるところであり、旅客の携帯品や国際郵便における違反畜産物の摘発件数は増加している。

侵入警戒体制の強化に加え、より確実に効果的な水際措置の実施のため、AIを活用したX線検査技術の導入や動物検疫にかかる証明書の電子化等、先

端技術の活用による水際での監視体制の強化・効率化、出国前広報など、そもそも日本に持ち込ませないための対策、警察やほかの CIQ 関係機関と連携した違反者の摘発強化に取り組む。

5 ②国内防疫の徹底

国内での家畜の伝染性疾病の発生予防や生産性向上のためには、飼養衛生管理の徹底が重要である。

10 このため、ワクチンをはじめとした予防技術の開発等を進めつつ、これまでの発生事例の検証や専門家による研究等で得られた知見やデータを基に、発生予防に必要なポイントに重きをおいた飼養衛生管理の不断の点検・向上等を推進する。

また、万が一の発生に備え、早期の通報等による迅速な摘発、迅速かつ適切なまん延防止措置を進めるための準備等を一体となって推進する。

15 ③獣医療提供体制の整備

産業動物獣医師は、地域における家畜の診療や飼養衛生管理の指導を担い、畜産経営に欠かせない存在である。一方、獣医系大学の卒業生の多くが小動物分野等に就職している状況であることから、産業動物獣医師の不足により、地域の獣医療提供体制が脆弱化している。

20 このため、今後とも生産者が適切な獣医療を受けながら畜産を安心して継続できるよう、獣医系大学との連携強化、修学資金の給付や職業紹介・インターンシップの支援等の学生向けの対策、転職支援や研修などの就業後の対策、遠隔診療の導入等の診療の効率化等により、産業動物獣医師の確保を図ることで、獣医療提供体制の整備を推進する。

25

(4) 安全確保の取組の推進

① 持続可能性に配慮した生産工程管理の推進

30 持続可能性に配慮した生産工程管理である GAP や農場段階での HACCP の実施は、食品安全や家畜衛生の向上だけでなく、生産性や生産効率の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながる手法であり、人材の育成にも有効である。

35 また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や大阪・関西万博で使用する食材の調達、持続可能性に配慮した調達基準が採用され、畜産物については、JGAP 認証品は基準を満たすものとして扱われ、農場 HACCP 認証品についても推奨された。

消費者に安全な畜産物を安定して供給するため、持続可能性に配慮した生産工程管理である GAP や農場段階の HACCP の普及・定着を図るとともに、認

証取得等を一層推進する。

② 畜産物の製造・加工段階での衛生管理の高度化

令和3年6月1日に改正食品衛生法が完全施行され、乳業工場や食肉処理場など原則全ての食品等事業者は HACCP に沿った衛生管理に取り組むこととなった。

特に都府県の乳製品工場や、食肉処理施設において施設の老朽化が進む中、消費者に安全な食肉を供給するとともに、輸出先国の求める衛生管理基準を満たすため、乳業者や食肉事業者は、施設の衛生水準の高度化を図る。

③ 薬剤耐性対策の徹底

抗菌薬は、動物の健康を維持し、良質な畜産物を安定供給するために必要である一方、使い過ぎや不適切な抗菌薬の選択などにより薬剤耐性菌が増加すると、人や動物の治療が困難となり、畜産物の生産に影響を及ぼす可能性がある。

国際的な抗菌薬使用量削減の流れ等を踏まえ、薬剤耐性対策アクションプラン（2023-2027）（令和5年4月7日 国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議決定）において、2027年時点での畜産分野全体の動物用抗菌薬の使用量を2020年比で15%削減する目標が設定された。

削減目標の達成に向け、抗菌薬の適正使用、飼養衛生管理の向上やワクチン接種による感染症予防などの抗菌薬の慎重使用に向けた取組を推進し、使用量は着実に削減されている。

家畜の健康を守り、安全な食品の安定的な生産を行うため、引き続き、ワクチンの活用を含む飼養衛生管理の向上による感染症予防や抗菌薬の適正使用などの抗菌薬の慎重使用の取組を推進する。

④ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

畜産物の安全を確保するためには、飼料・飼料添加物の安全確保が必要である。近年、飼料に起因した畜産物の自主回収や家畜・人における健康被害は発生していないものの、輸入飼料の調達先の多様化や、未利用資源の飼料利用の活発化などにより、飼料の安全確保上のリスク要因も多様化している。

このため、有害物質の汚染実態データ収集等によりリスクを適時に把握するとともに、必要に応じて基準値の設定・見直し、適切な生産・利用に向けた指導等必要な措置を行う。

また、飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく事業者の安全

確保の取組を引き続き推進する。

⑤動物用医薬品に係る安全確保

5 畜産農家にとって、動物用医薬品は疾病のコントロールに欠かせない生産資材であり、安全で効果の高い製品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。また、消費者に安全な畜産物を供給するために、動物用医薬品を適正に使用し、畜産物への残留等を防ぐことが重要である。

このため、国は、動物用医薬品の適正使用の推進と使用者への的確な監督指導の実施や、新しい動物用医薬品の承認の迅速化等を引き続き推進する。

10 特に動物用ワクチンは、家畜疾病の発生を効率的に予防する重要な生産資材であり、農林水産省は、その安定的な確保・供給を図るため、令和6年11月に動物用ワクチン戦略中間とりまとめを公表したことから、本戦略に基づき、開発の支援、承認審査の最適化、製造体制の強化・効率化等の取組を進める。

15

(5) アニマルウェルフェア(AW)の推進

AWは、適正な飼養管理を行うことで、家畜のストレスや疾病を減少させ、家畜の本来持つ能力を発揮させる取組である。畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国のAWの水準を国際水準とすべく、
20 国として、令和5年7月に国際基準に沿ったアニマルウェルフェアに関する飼養管理指針を発出した。

説明会等を通じ、生産者等に対する指針の周知を引き続き実施するとともに、今後は、指針の取組状況に係る調査結果を踏まえつつ、指針の事項ごとに適正な達成目標年を設定するなど、生産現場における本指針の更なる普及・定着を推進する。
25

また、AWに配慮した畜産物の生産を進めていくため、消費者を含む関係者全体のAWに関する理解醸成を図る。

(6) 環境と調和のとれた畜産経営

①資源循環型畜産の推進

30 持続的かつ循環的な農畜産業を実現するためには、経営内で発生した家畜排せつ物を適正に管理するとともに、そこから良質な堆肥を生産し、自家ほ場や地域内の耕種農家等のほ場に還元することで環境負荷の低減を図ることが重要である。

35 堆肥の余剰感がある地域においては、耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化、ペレット化や化学肥料との混合等の取組を進めるとともに、地方

公共団体や JA など地域の関係者が連携したマッチング体制を整備することにより、都道府県域内外における段階的な広域流通等を推進する。

また、地域の実情に応じて、家畜排せつ物をバイオマス発電等に利用することで、家畜排せつ物の臭気の低減につながるほか、カーボンニュートラルへの貢献に加え、副産物である消化液や焼却灰も肥料資源としての活用が見込まれる。このため、原料の供給元や消化液等の利用先が確保でき、かつ施設整備費や維持費等を勘案した上で持続可能と判断される場合には、家畜排せつ物処理の有力な選択肢になり得る。

近年、住宅との混住化の進展等により、悪臭や水質汚濁等の地域住民からの苦情が深刻化する中、環境規制に適切に対応し持続的な畜産経営を実現するため、臭気の見える化を活用した効率的な悪臭対策や、センシング技術を活用した汚水処理の最適化等を推進する。

今後、畜産農家の高齢化の進展に伴い、堆肥生産や散布作業が負担となり、堆肥の利用促進に支障が生ずる可能性が高く、地域の公共的役割を担う堆肥センター等の役割は一層大きくなると考えられる。一方、堆肥センター等は、深刻な施設の老朽化や人員不足、常態的な赤字経営などの課題を抱える場合も多いことから、地域の実情や今後の持続可能な施設のあり方等について、ハード、ソフトの両面から検討していくことが重要である。

②温室効果ガス（GHG）排出削減対策の推進

我が国の畜産分野における GHG の排出量は乳用牛及び肉用牛で 8 割を占めており、その排出量は、近年飼養頭数の増減に応じて変動し、1 頭当たりの排出量は減少していない状況にある。

このため、改良等により生産効率を高め、畜産物当たりの環境負荷を低減するほか、1 頭当たりの GHG 排出量削減に向けた取組の加速化が必要である。このためには、GHG 排出量が少ない家畜排せつ物の管理方法への変更や、牛の消化管内発酵（げっぷ）由来の GHG 排出を削減する飼料添加物の利用、輸入飼料依存度の低減等の取組を進めていく必要がある。

また、畜産における GHG 排出削減について、我が国の消費者の関心も高まっていることから、国際的な動きや消費者ニーズに対応するためにも、みどりの食料システム法に基づく農業者の認定、J-クレジット制度、環境負荷低減の取組の「見える化」といった取組を生産及び消費の両面から推進することで、畜産における GHG 排出削減の取組の強化を図っていく。

（７）自然災害に強い畜産経営の確立

令和 6 年 1 月 1 日に能登半島地震が発生し、畜産農家における断水や施設損壊や、生産物廃棄・家畜被害などが確認された。その復旧・復興に取り組む中、同年 9 月には奥能登地域における大雨被害が発生し、地震・大雨から

の一体的な復旧・復興を図ってきたところである。

農林水産省では、農業者が自ら自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、令和3年に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版 BCP（事業継続計画書）」を公表した。

5 畜産を安定して経営していくためには、日頃より様々な災害を想定して準備しておくことが重要であり、チェックリストや農業版 BCP も活用しつつ、最悪の事態を考えて、年1回、どのような準備が必要か発電機などを動かしてリハーサルを行う、農場内で災害が発生した場合にどのような行動をとるか打ち合わせておくなど、日頃から備えておくことが効果的である。

10 このため、人命と安全確保は当然のこととして、畜産経営においては特に、
・耐震性診断と必要な補強などの牛舎・施設の倒壊や機材破損対策
・自家発電機の準備などの停電対策
・貯留タンクの準備などの断水対策
を推進する。

15 (8) 暑熱対策の推進

近年、夏場の気温が高く、高温による家畜のへい死、生産性や繁殖成績の低下、飼料作物の収量や品質の低下などの被害が懸念される。

こうした被害の軽減につなげるため、以下による暑熱対策に計画的に取り組む。

- 20
- ・飼育密度の緩和、畜体等への送風や散水・散霧による家畜の体感温度の低下
 - ・日除け、断熱材の設置、屋根への消石灰の塗布等による畜舎環境の改善
 - ・良質で消化率の高い飼料の給与、ビタミンやミネラルの追給及び清浄で冷たい水の給与
- 25
- ・家畜の健康状態の把握による快適性に配慮した飼養管理
 - ・牧草においては、高温、干ばつが続く時期の刈り取りの見合わせや生育状況の観察を通じた刈り取り間隔の確保による収量・品質の維持
 - ・播種における適正な覆土・鎮圧による種子の発芽・定着率の低下防止

30 この他、乳用牛については、日本の飼養環境により適した改良を推進するため、暑熱耐性の評価方法の改善を進めるとともに、肉用牛については、将来的な改良に繋がられるよう、温暖化に対応する知見の蓄積を進める。

35 また、飼料作物については、気温の上昇による寒地・寒冷地での青刈りとうもろこしの栽培適地の拡大等、地域の気象条件を踏まえた適切な草種・品種を選択するとともに、越夏性の高い牧草品種の開発・普及を推進する。

(9) 経営安定対策及び配合飼料価格安定制度の安定的な運用

酪農及び肉用牛生産においては、畜種ごとの特性に応じた経営安定対策を実施しており、これまでも「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、牛マルキン
5 ルキンの法制化・補填率の引き上げや、加工原料乳生産者補給金における液状乳製品の追加、補給金単価の一本化等、所要の改正等を実施してきた。

経営安定対策及び令和 7 年度から運用改善を図ることとしている配合飼料価格安定制度の着実な運用により、引き続き畜産経営の安定を図る。

(10) 消費者の理解醸成

国産の畜産物が引き続き消費者に選択され、持続的な畜産物生産が可能となるためには、畜産が畜産物の供給のみならず、人が食用利用できない牧草等による食料生産を行っていること、飼料・家畜・堆肥という農業における資源循環を形成していること、雇用等を通じた農村の維持・活性化に貢献
15 していることなどの畜産業の意義について消費者に理解してもらうことが重要である。

また、生産コストが増大しても価格に反映しづらいといった課題などについても伝え、畜産物の適正な価格形成に関する理解醸成に取り組む必要がある。

さらに、国産飼料の生産・利用、GHG 排出削減や有機畜産の取組といった環境負荷低減の取組には、それに伴うコストの負担（生産物への価格転嫁）が必要となるということに理解を得て、高付加価値化・ブランド化を通じた畜産物の生産・消費の拡大を図ることも重要である。

このため、生産・加工・流通・消費の各段階に向けた情報発信を行い、食料供給という畜産の重要な社会的意義、SDGs の達成に向けた社会要請への取組といった背景についてわかりやすく伝え、その上で持続性に配慮した畜産物生産に向けた生産者の努力を伝えることにより、次世代を担う若年層なども含めた食料システムの関係者の理解醸成を一層推進する。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別飼養頭数の目標

5

検討中

＜以下、構成案より抜粋＞

10 I 総論

【生産数量目標の設定の考え方】

→ 次期酪肉近では、政策効果の検証を十分に行う観点から、中期的な5年後目標を設定。一方、乳用牛及び肉用牛は、生産（種付けから子牛の出産を経て搾乳・肥育牛の出荷まで）に要する期間が長く、また、家畜改良には時間を要し、家畜改良増殖目標も10年後で設定されていることから、今後5年間の需給の状況等を踏まえる必要があることを前提としつつ、参考として長期的な姿も検討。

20 II 酪農及び肉用牛の需給をめぐる情勢の変化と対応方向

1 生乳の需給事情の変化と対応方向

【生産数量目標の方向性】

→ 5年後の生産数量目標については、現状の生産量に対して、構造的に需要が不足しているという足元の課題を確実に解決しつつ、需要の拡大に取り組む観点から現状の生産量並みの目標とする。長期的な姿については、需要拡大の進捗・定着を踏まえながら、現行酪肉近の生産数量目標並みを目指すことを検討。

30 2 牛肉の需給事情の変化と対応方向

【生産数量目標の方向性】

→ 5年後の生産数量目標については、足元の一時的な需給ギャップを解消しつつ、輸出の順調な拡大等を前提に、現状の生産量並みの目標とする。長期的な姿については、輸出拡大等の進捗状況を踏まえながら、現状の生産量をやや上回る水準を検討。

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

1 基本的考え方

令和2年3月に策定した経営指標では、我が国の酪農及び肉用牛生産の生産基盤を維持・強化し、持続的な成長・発展を図るため、生産コストの低減や販売額の増加に資する取組を効率的に組み合わせ、収益性の向上を図ることが重要であるという考えの下、持続的・安定的な経営を実現する中小規模経営と積極的に規模拡大した大規模法人経営のモデルを示した。

今次の経営指標においては、前回示した基本的な考え方を維持しつつ、昨今の国際情勢の変化に伴う生産コストの上昇、農業従事者の高齢化や労働力不足に対応するため、

- ① 輸入飼料に過度に依存せず、耕畜連携も含め国産飼料の積極的な活用
- ② スマート農業技術や外部支援組織の効果的活用

等を実施することにより、持続的な経営を実現するモデルとして、酪農、肉用牛でそれぞれ5つの経営類型を示す。なお、スマート農業技術や新たな生産システムの導入は、適切な飼養管理技術の習得やランニングコスト等も含めた費用対効果分析に基づく投資判断が前提となることに留意する必要がある。

2 経営類型の設定の考え方

(1) 酪農経営

酪農経営については、土地条件の制約が小さい地域（主に北海道）と大きい地域（主に都府県）に分け、土地条件の制約が小さい地域については、

- ① 搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等の ICT 技術の導入、TMR センターの活用により、労働時間の削減と高い個体乳量を両立して収益を確保する家族経営
- ② 飼料生産組織を活用して国産飼料を確保し、自動給餌機等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等の ICT 技術により労働時間を削減しつつ安定した収益を確保する法人経営
- ③ 集約放牧により労働時間や生産コストを削減して所得を安定的に確保する家族経営の類型を設定。

また、土地条件の制約が大きい地域については、

- ④ 飼料生産組織の活用により国産飼料を確保し、家族労働力を中心に経営資源に見合った頭数規模で安定した所得を確保する家族経営
- ⑤ 飼料生産組織の活用や耕畜連携により国産飼料を確保し、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等の ICT 技術により労働時間を削減し、少ない農業従事者数で安定した所得を確保する法人経営の類型を設定。

(2) 肉用牛経営

肉用牛経営については、これを繁殖経営と肥育経営（繁殖・肥育一貫経営を含む。）に分け、繁殖経営については、

- ① 放牧により省力化を図りつつ、効率的な飼養管理を図る家族経営
- ② 国産粗飼料の生産による飼料費の低減や牛の個体管理システム、発情発見・分娩監視装置などの ICT 機器の導入により省力化と飼養管理の向上を図る家族経営の類型を設定。

また、肥育経営については、品種（肉専用種、交雑種、乳用種）の違いを踏まえ、

- ③ 国産飼料等の活用や肥育成績などのデータを活用した経営改善等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営
- ④ 国産飼料等の活用や肥育牛の出荷月齢の早期化による生産コストの低減や繁殖・肥育一貫化によるもと畜費の低減等を図る肉専用種繁殖・肥育一貫の大規模法人経営
- ⑤ 肥育牛の出荷月齢の早期化による生産コストの低減や牛肉の地域ブランド化等により収益性の向上を図る交雑種・乳用種の育成・肥育を行う大規模法人経営の類型を設定。

1. 酪農経営指標

	1	2	3
【経営類型の特徴】	搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等の ICT 技術の導入、TMR センターの活用により、労働時間の削減と高い個体乳量を両立して所得を確保する家族経営	飼料生産組織を活用して国産飼料を確保し、自動給餌機等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等の ICT 技術により労働時間を削減しつつ安定した所得を確保する法人経営	集約放牧により労働時間や生産コストを削減して所得を安定的に確保する家族経営
【立地条件】	土地条件の制約が小さい地域（主として北海道）		
【土地条件】	畑主体	畑主体	牧草地主体
【経営形態】	家族（1 戸 1 法人を含む）	法人	家族
【飼養形態】	経産牛 130 頭	経産牛 250 頭	経産牛 70 頭
飼養方式（搾乳方式）	フリーストール（搾乳ロボット）	フリーストール（ミルクングパーラー）	つなぎ（パイプラインミルクカー）
スマート農業技術	搾乳ロボット、自走式給餌機、餌寄機、哺乳ロボット、発情管理システム	自動給餌機、餌寄機、哺乳ロボット、発情管理システム、分娩監視システム	—

		テム、分娩監視システム		
	外部化	TMR センター	コントラクター（TMR センター）	—
	給与方式	〇〇給与	〇〇給与	〇〇給与
	放牧利用（放牧地面積）	—	—	放牧（〇ha）
【牛】				
	経産牛1頭当たり乳量	〇kg	〇kg	〇kg
	更新産次	〇	〇	〇
【飼料】				
	作付体系及び単収	混播牧草 （〇kg/10a） 青刈りとうもろこし （〇kg/10a）	混播牧草 （〇kg/10a） 青刈りとうもろこし （〇kg/10a）	混播牧草 （〇kg/10a）
	作付面積（延べ面積） ※放牧利用を含む	〇ha（〇ha）	〇ha（〇ha）	〇ha（〇ha）
	購入国産飼料	—	—	—
	飼料自給率（国産飼料）	〇%	〇%	〇%
	粗飼料給与率	〇%	〇%	〇%
	経営内堆肥利用割合	〇割	〇割	〇割
【人】				
	労働	総労働時間 （主たる従事者の労働時間）	〇時間 （〇時間×〇人）	〇時間 （〇時間×〇人）
		雇用者	〇人	〇人
	経営	粗収入	〇万円	〇万円
		経営費 （うち雇用労賃）	〇万円	〇万円
		農業所得	〇万円	〇万円
		主たる従事者1人当たり所得	〇万円	〇万円
生産性	搾乳・飼養管理等に関する作業時間 （現状平均規模との比較）		〇時間 （〇%）	〇時間 （〇%）
	生乳1kg 当たり費用合計 （現状平均規模との比較）		〇千円 （〇%）	〇千円 （〇%）

	4	5
【経営類型の特徴】	飼料生産組織の活用により国産飼料を確保し、家族労働力を中心に経営資源に見合った頭数規模で安定した所得を確保する家族経営	飼料生産組織の活用や耕畜連携により国産飼料を確保し、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等の ICT 技術により労働時間を削減し、少ない農業従事者数で安定した所得を確保する法人経営
【立地条件】	土地条件の制約が小さい地域（主として都府県）	
【土地条件】	畑又は水田	畑又は水田
【経営形態】	家族	家族・法人 （1 戸 1 法人を含む）
【飼養形態】	経産牛 45 頭	経産牛 130 頭
飼養方式 （搾乳方式）	つなぎ （パイプラインミルク）	フリーストール （搾乳ロボット）
スマート農業技術	搾乳ユニット自動搬送装置	搾乳ロボット、自走式給餌

			機、哺乳ロボット、発情管理システム、分娩監視システム
	外部化	コントラクター	コントラクター（TMR センター）
	給与方式	〇〇給与	〇〇給与
	放牧利用（放牧地面積）	〇ha	〇ha
【牛】			
	経産牛1頭当たり乳量	〇kg	〇kg
	更新産次	〇	〇
【飼料】			
	作付体系及び単収	混播牧草 （〇kg/10a）	混播牧草 （〇kg/10a） 青刈りとうもろこし （〇kg/10a）
	作付面積（延べ面積） ※放牧利用を含む	〇ha（〇ha）	〇ha（〇ha）
	購入国産飼料	—	—
	飼料自給率（国産飼料）	〇%	〇%
	粗飼料給与率	〇%	〇%
	経営内堆肥利用割合	〇割	〇割
【人】			
	労働	総労働時間 （主たる従事者の労働時間）	〇時間 （〇時間×〇人）
		雇用者	〇人
	経営	粗収入	〇万円
		経営費 （うち雇用労賃）	〇万円
		農業所得	〇万円
		主たる従事者1人当たり所得	〇万円
生産性	搾乳・飼養管理等に関する作業時間 （現状平均規模との比較）		〇時間 （〇%）
	生乳1kg当たり費用合計 （現状平均規模との比較）		〇千円 （〇%）

2. 肉用牛（繁殖）経営指標

		1	2
【経営類型の特徴】		放牧により省力化を図りつつ、効率的な飼養管理を図る家族経営	国産粗飼料の生産による飼料費の低減や牛の個体管理システム、発情発見・分娩監視装置などのICT機器の導入により省力化と飼養管理の向上を図る家族経営
【立地条件】		全国	
【土地条件】		畑又は水田	畑又は水田
【経営形態】		家族・複合	家族・専業 （1戸1法人を含む）
【飼養形態】		繁殖雌牛（肉専用種） 30頭	繁殖雌牛（肉専用種） 80頭
	飼養方式	牛房群飼	牛房群飼
	スマート農業技術	ICT等を活用した放牧監視	ほ乳ロボット、発情発見

		技術	装置分娩監視装置
	外部化	コントラクター	コントラクター、CS
	給与方式	分離給与	TMR 給与
	放牧利用（放牧地面積）	放牧（〇ha）	—
【牛】			
	分娩間隔	〇か月	〇か月
	初産月齢	〇か月齢	〇か月齢
	出荷月齢	〇か月齢	〇か月齢
	出荷時体重	〇kg	〇kg
【飼料】			
	作付体系及び単収	【コントラクター】 イタリアンライグラス （〇kg/10a） スーダングラス （〇kg/10a）	【コントラクター】 イタリアンライグラス （〇kg/10a） スーダングラス （〇kg/10a）
	作付面積（延べ面積） ※放牧利用を含む	〇ha（〇ha）	〇ha（〇ha）
	購入国産飼料		
	飼料自給率（国産飼料）	〇%	〇%
	粗飼料給与率	〇%	〇%
	経営内堆肥利用割合	〇割	〇割
【人】			
	労働	総労働時間 （主たる従事者の労働時間）	〇時間 （〇時間×〇人）
		補助従事者	—
		雇用者	臨時雇用〇人
	経営	粗収入	〇万円
		経営費 （うち雇用労賃）	〇万円
		農業所得	〇万円
		主たる従事者1人当たり所得	〇万円
生産性	飼養管理等に関する作業時間 （現状平均規模との比較）		〇時間 （〇%）
	子牛1頭当たり費用合計 （現状平均規模との比較）		〇千円 （〇%）

3. 肉用牛（肥育・一貫）経営指標

	3	4	5
【経営類型の特徴】	国産飼料等の活用や肥育成績などのデータを活用した経営改善等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営	国産飼料等の活用や肥育牛の出荷月齢の早期化による生産コストの低減や繁殖・肥育一貫化によるもと畜費の低減等を図る肉専用種繁殖・肥育一貫の大規模法人経営	肥育牛の出荷月齢の早期化による生産コストの低減や牛肉の地域ブランド化等により収益性の向上を図る交雑種・乳用種の育成・肥育を行う大規模法人経営
【立地条件】	全国		
【土地条件】	畑又は水田	畑又は水田	畑又は水田
【経営形態】	家族・専業 （1戸1法人を含む）	法人	法人
【飼養形態】	肉専用種肥育 肥育牛 200 頭	肉専用種繁殖・肥育一貫 繁殖牛 300 頭 育成牛 200 頭	交雑種・乳用種肥育 肥育牛 1000 頭 育成牛 400 頭

			肥育牛 500 頭	
	飼養方式	牛房群飼	牛房群飼	牛房群飼
	スマート農業技術	自動給餌機	ほ乳ロボット、発情発見装置、分娩監視装置、自動給餌機、起立困難牛検知システム	自動給餌機
	外部化	コントラクター	TMR センター	コントラクター
	給与方式	分離給与	TMR 給与	分離給与
	放牧利用（放牧地面積）	—	—	—
【牛】				
	分娩間隔	—	〇か月	—
	初産月齢	—	〇か月齢	—
	肥育開始月齢	〇か月齢	〇か月齢	交雑種〇か月齢 乳用種〇か月齢
	出荷月齢	〇か月齢	〇か月齢	交雑種〇か月齢 乳用種〇か月齢
	肥育期間	〇か月	〇か月	交雑種〇か月 乳用種〇か月
	出荷時体重	〇kg 以上	〇kg 以上	交雑種〇kg 以上 乳用種〇kg 以上
	1 日当たり増体量	〇kg 以上	〇kg 以上	〇kg 以上
【飼料】				
	作付体系及び単収	【コントラクター】 稲 WCS （〇kg/10a） 青刈りとうもろこし （〇kg/10a）	【TMR】 稲 WCS （〇kg/10a） イタリアンライグラス （〇kg/10a）	【コントラクター】 混播牧草 （〇kg/10a） 青刈りとうもろこし （〇kg/10a）
	作付面積（延べ面積） ※放牧利用を含む	〇ha（〇ha）	〇ha（〇ha）	〇ha（〇ha）
	購入国産飼料			
	飼料自給率（国産飼料）	〇%	〇%	〇%
	粗飼料給与率	〇%	〇%	〇%
	経営内堆肥利用割合	〇割	〇割	〇割
【人】				
	労働	総労働時間 （主たる従事者の労働時間）	〇時間 （〇時間×〇人）	〇時間 （〇時間×〇人）
		雇用者	臨時雇用〇人	常勤雇用〇人 臨時雇用〇人
	経営	粗収入	〇万円	〇万円
		経営費 （うち雇用労賃）	〇万円	〇万円
		農業所得	〇万円	〇万円
		主たる従事者 1 人当たり所得	〇万円	〇万円
生産性	飼養管理等に関する作業時間 （子牛・肥育牛 1 頭当たり） （現状平均規模との比較）		〇時間 （〇%）	〇時間 （〇%）
	肥育牛 1 頭当たり費用合計 （現状平均規模との比較）		〇千円 （〇%）	〇千円 （〇%）

第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

1 集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

(1) 集送乳の合理化

5 燃油高騰、運転手不足等に加え、酪農経営の点在化や乳業工場の再編等に伴い移送距離が延びており、合理的な生乳流通の重要性が増している。

10 生乳生産基盤の強化及び生乳の安定的な供給のためには、引き続き生乳流通体制の合理化・効率化を図り、物流コストの上昇幅を圧縮する必要があることから、クーラーステーション等の集送乳施設の整備、生乳流通の広域調整、納品時間の管理等の推進による、輸送距離や荷待ち時間の削減等の取組を拡大していく。

15 当面は集送乳経費の増加が見込まれるが、現時点で絶対的な水準を見込むことが難しいため、生乳流通体制の合理化・効率化により、毎年の増加率の緩和を目指す。

(2) 乳業の再編合理化

20 中小の飲用乳業工場等の再編については、補助事業による支援等により一定程度進んでおり、稼働率の上昇がみられる。今後、少子化等による需要の減少や安全・安心を求める声の高まりに応じていくためには、先手先手で、飲用供給体制の強靱化を図っていく必要がある。

一方、生乳需給調整機能の強化が必要となっている中、乳製品加工施設については老朽化・偏在が課題となっている。

25 このため、地域における生乳生産の実態も踏まえた丁寧な対話や、地域の関係者が課題を共有しながら飲用供給体制の強靱化に向けた議論を重ねつつ、引き続き、中小飲用乳業工場の再編・合理化と稼働率の向上を推進するとともに、広域の需給調整機能を担う乳製品加工基幹施設の高度化を推進する。

2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

(1) 肉用牛の流通合理化

30 家畜市場は、肉用牛の公正な取引と適正な価格形成に寄与しているが、近年、家畜市場の再編が低調である中、特に中山間地域や離島などでは、生産・流通する子牛が少ないため毎月開催できず、購買者が集まりにくく価格が競り上がらない市場も存在している。購買者にとって魅力的な家畜市場とするためには、一定規模の取引数、毎月開催による日齢・体重のばらつきの解消等が求められることから、家畜市場の再編・整備の推進が必要となっている。

家畜市場の再編は、出荷頭数の安定や子牛の斉一化等を通じ、セリの活性化、適正な価格形成の実現に貢献し、出荷者・購買者の双方にメリットがあることから、地域の実情を踏まえた再編について積極的に推進する。

5 (2) 牛肉の流通合理化

① 食肉処理施設の再編・合理化

食肉処理施設は、生産者と消費者の結節点として、食肉を供給していくために必要なインフラ施設である。一方、築 30 年を超える施設が約半数を占めており、施設の老朽化、稼働率の低下、労働力不足といった課題に直面している。

しかしながら、食肉処理施設の収入源が主にと畜料や加工料に限られる中、整備に必要な費用が急激に上昇しており、巨額の施設整備費への投資に対する懸念から、多くが大規模な整備に踏み切れず老朽化が進行している。

こうした課題に対応するため、再編や輸出型施設の整備を推進するとともに、将来の再編に向けた施設同士の連携を強化する。

また、安定的な食肉供給システムを構築する観点から、輸出に対応しない施設に関しても、稼働率が高く生産量の多い中核的な基幹施設の合理化を促進する。

さらに、現時点で再編に至らなくとも、施設間の人材交流、使用資材等の共同購入、使用機械等の共同調達、災害・家畜疾病発生時の連携体制の構築など、施設の持続的な運営につながる連携の取組を進め、施設の稼働に不可欠な浄化槽、冷蔵施設の整備・改修を進める。

加えて、食肉処理施設における省力化・自動化機械の導入等を推進することで労働力不足を補完するなど、多様化するニーズに対応するための施設の高度化も推進する。

食肉処理施設の再編・合理化に当たっては、当該都道府県内の畜産振興の在り方と密接に関連するため、都道府県等も主体となり、地域の実情を踏まえて対応していく必要がある。このため、引き続き、都道府県、市町村、生産者団体、食肉流通事業者等の連携を促しながら、合理的な食肉処理を可能となるよう稼働率の目標を設定する。

② 食肉卸売市場の機能強化

食肉卸売市場については、生産者と消費者の結節点としての食肉処理施設の機能に加え、公正な取引を通じた適正な価格形成等に重要な役割を果たしており、引き続き、集分荷機能や代金決済機能の強化を図る。

3 飼料の製造・流通の合理化に関する基本的な事項

5 昨今、配合飼料価格が高止まりする中で、配合飼料工場の再編については、これまでに農業競争力強化支援法に基づき認定を受けた事例により、配合飼料工場の生産性の向上や販売価格の抑制等が図られたとの報告もあり、配合飼料価格低減に資するものと認められる。

10 飼料輸送については、輸送力の不足に加え、飼料タンクの補充時の高所作業の発生や、バルク車への添加剤等投入作業等の運送以外の役務への対応といった飼料輸送特有の負担が存在し、他品目に比べドライバーの確保が困難となっている。これらの課題に早急に対応しなければ、輸送体制の維持ができず、畜産業が継続できなくなるといった多大な影響が懸念されることから、業界関係者が連携して飼料輸送の合理化を図っていくことが急務となっている。

15 こうしたことから、引き続き、工場の再編に向けた業界の取組を推進する。また、飼料輸送の作業に係る負担の削減及び安全性の確保、附帯業務を含む運送以外の役務の取扱いの明確化等、長距離・長時間輸送の削減及び効率的な配送実施への協力といった飼料輸送の合理化の取組を推進する。